

特定非営利活動法人C o N N e C T定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人C o N N e C Tという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもを中心とした誰一人取り残されない地域社会の実現を目指し、食育・教育・福祉・農業体験および地域交流に関する事業を通じて、子どもたちが安全で安心して成長できる環境を整備するとともに、子どもおよび障がいのある方の社会参加の促進と、地域住民の相互理解を深めることにより、地域福祉の向上と持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 手話を用いた交流及び地域理解促進に関する事業
- (2) 地域住民の交流促進及び地域活性化を目的としたイベント事業
- (3) スポーツを通じた世代間交流及び健康増進を目的とした事業
- (4) 放課後児童の健全育成及び居場所づくりに関する事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の運営及び活動に主体的に参画する意思をもって入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を資金その他の方法により支援する意思をもって入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にそ

の旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を継続して滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事長の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額ならびに会員の除名
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

書面による通知は、電磁的方法による送付をもって代えることができる。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使すること（議決に加わること）ができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 議長の選任に関する事項
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

書面による通知は、電磁的方法による送付をもって代えることができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第1項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による場合を除く。）したときに残存する財産は、解散総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理事長 鈴木 智也
理 事 三谷 和美
同 中村 賢司
監 事 西橋 さおり
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 個人1口 0円
団体1口 5,000円
年会費 個人1口 0円
団体1口 10,000円
 - (2) 賛助会員 年会費 個人1口 10,000円
団体1口 20,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 CoNNeCT

役名		住所又は居所	報酬の有無	
代表理事長	すずき ともや		無	
	鈴木 智也			
理事	みに かずみ		無	
	三谷 和美			
理事	なかむら けんじ		無	
	中村 賢司			
監事	にしはし さおり		無	
	西橋 さおり			

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、地域社会において、子どもを取り巻く環境や家庭状況は多様化しており、放課後の過ごし方、不登校や生きづらさの問題、保護者の孤立など、複合的な課題が顕在化しています。また、障がいのある方についても、「働く意欲があっても選択肢が限られている」「地域とのつながりを持ちにくい」といった課題が存在しており、支援が制度ごとに分断されている現状があります。

これらの課題に共通しているのは、人と人がつながる場や仕組みが不足していることであり、必要な支援があっても「届かない」「継続しない」状況が生まれている点です。

私たちは、こうした社会的背景を受け、子ども・障がいのある方・保護者・地域住民が立場を越えて関われる仕組みづくりが必要であると考えました。こうした課題意識のもと、まずは任意団体として活動を開始し、子どもや地域住民を対象とした交流活動や体験活動を実施してきました。

実際の活動を通じて、安心して過ごせる居場所が求められていること、継続的な関わりが子どもや保護者の安心につながることで、障がいのある方が役割を持つことで自信や意欲が高まることを実感しました。

今後は、これまでの経験を活かし、放課後の居場所づくり、学びや体験の機会の提供、障がいのある方の社会参加や就労体験の場づくり、地域交流を目的としたイベントや活動を継続的に実施していく予定です。

任意団体としての活動は、柔軟に始められる一方で、以下のような課題がありました。

- ・活動の継続性や責任の所在が不明確になりやすい
- ・行政機関や学校、関係団体との正式な連携が難しい
- ・助成金や補助金の活用が制限される
- ・社会的信用の面で活動の幅が限られる

そのため、特定非営利活動法人として、最も適切な選択であると考えに至りました。

活動の透明性・継続性・信頼性を高め、行政や関係機関、地域との連携を強化することが可能となります。

これにより、

- ・より多くの子どもや家庭への支援
- ・障がいのある方が役割を持って活躍できる場の拡充
- ・地域全体で支え合う仕組みの構築

といった社会的価値を、長期的かつ安定的に提供できるようになります。

本法人は、一方的な支援ではなく、関わるすべての人が役割を持ち、互いに支え合う地域社会の実現を目指し、継続的な社会貢献を行ってまいります。

また、当団体の活動が多くの方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

2 申請に至るまでの経過

2024年7月 地域における人と人とのつながりづくりを目的として、任意団体【CoNNeCT】を発足

2024年10月 地域住民を対象に、手話を通じた交流と相互理解を目的とした【手の輪（しゅのわ）交流会】を開催

2025年2月 子どもを対象に、スポーツ体験と居場所づくりを目的とした【ジュニアボウリング教室】を開催

2025年9月 世代や立場を越えた交流を目的とした地域イベント【モルック交流会】を開催

2025年10月 会員間で法人化の意思確認

2025年12月 設立総会開催

令和 8年 1月27日

特定非営利活動法人CoNNeCT
設立代表者

氏名 鈴木 智也

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人CoNNeCT

1. 基本方針

初年度は、事業の拡大よりも基盤整備と信頼構築を最優先とする。手話交流会、地域イベント、スポーツ（モルックなど）交流会は、小規模かつ定期的に実施し、誰もが安心して参加できる場として定着させる。放課後児童クラブおよびB型作業所については、定員や事業規模を抑え、運営体制・安全管理・業務工程の明確化に注力する。すべての活動において実施記録・数値・参加者の声を蓄積し、行政や地域に対して説明可能な実績を積み上げることで、持続可能な運営の土台を築く。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 手話を用いた交流及び地域理解促進に関する事業	手の輪(しゅのわ)交流会	6月～(毎月1回)	灘区 みんなの てらす	灘区民 10名/回	5,000円
(2) 地域住民の交流促進及び地域活性化を目的としたイベント事業	縁会 (地域交流イベント)	6月～(毎月1回)	灘区 みんなの てらす	灘区民 10名/回	5,000円
	全員集合 大運動会	10月	中央区 コミスタ 神戸	中央区民 80名	8,000円
(3) スポーツを通じた世代間交流及び健康増進を目的とした事業	モルック交流会	6月～(毎月2回)	灘区 大和公園	灘区民 10名/回	10,000円
(4) 放課後児童の健全育成及び居場所づくりに関する事業	学童 【CoNNeCT AcademiA】 コネクト アカデミア	5月～ (設立準備)	神戸市	名	円
(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型 【縁 えん	5月～ (設立準備)	神戸市	名	円

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人CoNNeCT

1. 基本方針

2年目は、初年度に構築した運営基盤と実績をもとに、各事業の安定運営と発展を図る。交流事業は定例化と参加者主体の運営へ移行し、地域イベントは協賛・後援を取り入れた循環型の仕組みを構築する。放課後児童クラブは定員拡大や連携強化を進め、B型作業所ではレーン拡張や工賃向上を目指す。役割分担と人材育成を進め、事業が継続的に「回る」組織体制を確立する。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 手話を用いた交流及び地域理解促進に関する事業	手の輪(しゅのわ)交流会	6月～(毎月1回)	灘区 みんなの てらす	灘区民 15名/回	7,500円
(2) 地域住民の交流促進及び地域活性化を目的としたイベント事業	縁会 (地域交流イベント)	6月～(毎月1回)	灘区 みんなの てらす	灘区民 15名/回	7,500円
	全員集合 大運動会	10月	中央区 コムスタ 神戸	中央区民 150名	75,000円
(3) スポーツを通じた世代間交流及び健康増進を目的とした事業	モルック交流会	6月～(毎月2回)	灘区 大和公園	灘区民 15名/回	15,000円
(4) 放課後児童の健全育成及び居場所づくりに関する事業	学童 【CoNNeCT Academia】 コネクト アカデミア	4月～	神戸市	15名	450,000円
(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型 【縁 えん	4月～	神戸市	20名	500,000円

令和8年度活動予算書
 成立の日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
	0	0
2. 受取寄付金		
受取寄付金	170,000	
その他収益		
		170,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	
		0
4. 事業収益		
手の輪(しゅのわ)交流会 事業収益	5,000	
縁会(地域交流イベント)事業収益	5,000	
全員集合大運動会事業収益	8,000	
モルック交流会事業収益	10,000	
学童【CoNNeCTAcadeMia】事業収益	0	
就労継続支援B型【縁】えん事業収益	0	28,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
	0	0
経常収益計		198,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師謝金	0	
消耗品費	10,000	
印刷費	20,000	
通信費	30,000	
保険料	20,000	
会場費	8,000	
会議費	8,000	
.....		
その他経費計	96,000	
事業費計		96,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	88,000	
法定福利費		
.....		
人件費計	88,000	
(2) その他経費		
消耗品費		
印刷費		
通信費		
旅費交通費		
光熱水費		
保険料		
会議費		
租税公課		
.....		
その他経費計	0	
管理費計		88,000
経常費用計		184,000
当期正味財産増減額		14,000
設立時正味財産		0
次期繰越正味財産額		14,000

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
	0	100,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
その他収益	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
手の輪(しゅのわ)交流会 事業収益	7,500		
縁会(地域交流イベント)事業収益	7,500		
全員集合大運動会事業収益	75,000		
モルック交流会事業収益	15,000		
学童【CoNNeCTAcadeMia】事業収益	450,000		
就労継続支援B型【縁】えん事業収益	500,000	1,055,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
	0	0	
経常収益計			1,155,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
.....			
人件費計	0		
(2)その他経費			
講師謝金	30,000		
消耗品費	30,000		
印刷費	40,000		
通信費	60,000		
保険料	70,000		
会場費	30,000		
会議費	30,000		
.....			
その他経費計	290,000		
事業費計		290,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	88,000		
法定福利費			
.....			
人件費計	88,000		
(2)その他経費			
消耗品費			
印刷費			
通信費			
旅費交通費			
光熱水費			
保険料			
会議費			
租税公課			
.....			
その他経費計	0		
管理費計		88,000	
経常費用計			378,000
当期正味財産増減額			777,000
前期繰越正味財産額			14,000
次期繰越正味財産額			791,000